

答案作成のポイント

資格スクエア
担当：菊池 徹

I. 題意把握

→ 問に正面から答え、出題者が聞きたいことに解答するためのポイント

(1) 題意を的確に把握すること

→ 問題文における目的語を探す。

ex. 1) ・問題文「Aを、Bと比較しながら説明せよ。」

→ あくまでAを中心に問われている。

∴ ・解答例「Aは、～である点で、～であるBと異なる」

→ あくまで問題文における目的語であるAのみを主語とした文章とする。

ex. 2) ・問題文「産業上利用することができる発明について説明せよ。」

→ 「産業上利用」のみならず「発明」についても問われている。

∴ ・解答としては、「産業上利用」、「発明」のいずれについても解釈を行う。

(2) 見出しに注意

→ 解答のうち、どの部分が問いに対応している部分かを明確にする。

ex.) ・問題文

「特許法が発明の新規性を特許要件とした趣旨及び発明の新規性の判断基準及び判断手法について説明せよ。」

→ 上記(1)より、アンダーラインを引いた部分が目的語

∴ ・ 解答において、「特許要件とした趣旨」「判断基準」「判断手法」等の見出しを付す。

(3) 問題文の言葉をそのまま使って表現・解答する。

→ 問に正面から答える表現とするための最も基本的なテクニック

ex.) ・ 問題文 「～について留意すべき事項について説明せよ。」

・ 解答例 「～について留意すべきである。」

II. 全体構成

→ 論理的で、読みやすく、また、憶えやすい答案を作成するためのポイント

A) 構成の方法

(4) 条文に沿って構成する。

→ 法律解釈の題材である条文を基に構成することにより、論理的で漏れのない構成とするための基本的なテクニック

ex.) ・ 問題文 「商標法第29条について説明せよ。」

→ 商標法第29条の作りを分析すると、

①要件 「指定商品又は役務についての登録商標の使用が、～と抵触するときは」

②効果 「商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、～について使用することができない。」

・ 解答において、上記①の部分を要件として、②の部分を効果として区分けして構成する。

※ 殆どの条文が、このように、要件と効果とからなっているため、これを自分で分析しておく。

レジュメ集など、法律答案が大きく要件と効果に分けて構成されているのも、実は、そもそも条文が、そのような作りとなっているため、それに合わせたものである。

(5) 条文のポイントを理解する。

→ 上記(4)で区分けした要件・効果について、重要なポイントを確実に突くためのテクニック

ex.) ・ 問題文 「特許法第29条の2の規定について説明せよ。」

→ 特許法第29条の2のうちの要件について、分析すると

i) 「当該特許出願の出願後に先願が出願公開等されたこと」

ii) 「後願の特許請求の範囲に記載された発明が先願の願書に最初に添付した明細書等に記載された発明と同一であること」

の2つのポイントがあることが解る。

・ 解答例において、これらのポイント毎に分け、各ポイント毎に理由を付す。

(6) 本質を見抜き、その本質との関連でポイントを突く。

→ 上記(5)で把握されたポイントの意味を的確に突いて、答案全体の論旨を一貫させるためのテクニック

法律学は、論理学であるため、論旨一貫し、全体の整合性・論理性が取れていることが最も重要である。

ex.) 上記(4)の例で、

i) 「当該特許出願の出願後に先願が出願公開等されたこと」

というポイントは、29条の2の趣旨のうちの「新規発明公開の代償としての意義(準公知)」という点から導かれている。

従って、「出願公開等」を条件とする理由付けで、この趣旨の文言を使って理由付けをする。

ii) 「後願の特許請求の範囲に記載された発明が先願の願書に最初に添付した発明と同一であること」

というポイントは、29条の2の趣旨のうちの、「審査請求制度の下、補正により増減変更できる最大限の範囲に拡大して先願の地位を与えれば先願の処理を待たずに後願を処理することができる(先願の範囲の拡大)」という点から導かれている。

従って、「当初明細書」とした理由付けで、この趣旨の文言を使って理由付けをする。

※ この場合に、後願の迅速処理(先願の範囲の拡大)という趣旨で述べたポイントを各論でも触れれば、答案全体の論旨が一貫する。

その意味で、各答案において論理性を確保するためには、趣旨の理解が最も大切である。

各制度の内容(要件・効果)は、全て、この趣旨の達成のために規定されているはずだからである。

B) 項目の並べ方・選択の仕方

(7) 原則・例外を意識する。

→ 憶えやすく、また、読みやすい答案とするためのテクニック

法律解釈は適用の限界を示すものである。従って、この適用の限界(何に適用があり、何には適用がないのか?)について基準を見定めないと、単に暗記するだけで、すぐに忘れてしまうし、読み手にも煩雑な感じを与えるだけである。

ex.) ・「産業上利用性」における「産業」の解釈

→ 結局、「産業」に含まれるか否かは、「自然法則を利用したものがあり得るか?(あり得ないものには、適用されることがないので、解釈に含む必要がない)」が基準となっている。

・ 解答においては、できるだけ「原則として～」「但し～」と表現して、位置づけを明確にすると共に、原則から先に書いていく。

(8) 項目の軽重を考える。

→ 効率よく得点を稼ぐためのテクニック

問題文との関係において、重要なポイントを厚く述べる。

ex.) ・「出願時(日)」の解釈

→ 例えば、先願主義では、正に出願の先後という時期が最も問題であるため、この「出願日」の解釈は、例外も含めて十分に述べる必要がある。

一方、発明の進歩性においては、発明の新規性に対応させたものであり、また、この「出願時」の解釈よりも優先すべき他の重要なポイントが多数存在するため、軽重を考慮すると、敢えて、簡略化して書くこともテクニックの一つである。

III. 各単位の表現

→ 論理的で憶えやすい答案とするための基本パターン

(10) 項目(根拠条文) → 理由付け → 従って(適用の限界)のパターンに当てはめよ。

・ 法律学は、条文の「適用の限界」を明らかにする学問である。そのためには、理由を探究することが最も重要である。

なぜなら、どのような趣旨から設けられた規定であるかによって、「適用の限界」の解釈が変わりうるからである。

従って、各単位は、原則として、全てこの(10)の思考パターンに当てはめ、(8)で述べた軽重等に応じて、そのパターンを適宜簡略化などして表現する。

- ex.) ・「特29条の2」における「当初明細書に記載された」の解釈
→ ここで「当初明細書等」を、後願を排除できる範囲としたのは、「補正により増減変更できる最大の範囲だから」という理由からである。
この理由から考えれば、必然的に、この「当初明細書に記載」の解釈（適用の限界）も、あくまで「当初」に記載があれば、その後削除されても先願の地位を有する一方、当初になければ補正により現在記載されていても先願の地位はない、という限界が導かれる。これを、上記パターンに当てはめて、表現する。

IV. 答案の利用の仕方・憶え方

→ 効率よく、答案を利用し、憶えるためのテクニック

(11)各事項について、大・中・小のブロックで表現する訓練をする。

→ とある事項を、大（趣旨全文書き）、中（2行程度）、小（キーワードのみ）のそれぞれで、表現できるようにポイントを把握する。

ex.) ・「先願主義」に関して

大 → 趣旨全文

中 → 独占排他権である特許権の重複特許(登録)を排除するため

小 → 重複特許の排除

- ・ 答案は、問題文に対応する必要な知識のブロックを、組合せてなるものであり、必要な知識は、特殊な問題を除き、基本的な典型問題でほぼ習得、対応することができる。

後は、それを、問題文に応じてどのように利用するか（組み合わせるか）の問題である。

例えば、先願主義も「先願主義」と出題された場合と、「特許要件」と問われた場合の一つの項目として書く場合とで、当然分量を変える必要がある。

この場合に、必要なポイントを効率よく的確に突くために、この作業が必要となる。また、この訓練は、重要なポイント、キーワードを理解する作業ともなる。

(12)大きな事項から憶えていく。

→ いきなり、答案の冒頭から1字1句違わず暗記していくのではなく、まずは、全体構成や見出し、ポイントなどによって、答案全体の流れを確認してから、最後に、細かな表現を確認する。

- ・ 全体の論理性や、なぜそのようにまとめたのかを理解し、効率的な暗記に役立つ。

V. 広く浅く拾う問題への対応

→ 知識のブロックの組合せである応用問題に適切に対応するためのテクニック

以下の各事項を複合的に勘案して、全体の構成・項目の順序を工夫する。

(勿論、基本的には条文の順序、作りに沿った構成とする必要がある。条文自体の順序にも、論理性や意味があるからである。)

(13)事柄の性質毎に分けて構成する。

→ ・時間的要素（出願時、審査時、登録後等）

- ・内容的要素（とある上記概念（最大公約数）で括れるものはまとめる。）

(14)重要なものから先に書く。

→ 出題者が聞きたいポイントを把握していることを示すと共に、時間不足となった場合にも、確実に合格に近づくためのテクニック

ex.) ・「先願主義」においては、正に出願日の先後が重要なので、時期的な内容を最初に上げる。

※ なお、何が重要な事項か？は、逆に、市販のレジюме等から学んでいく。

即ち、例えば、

① レジюмеにおいて先に挙がっている事項は重要なものといえ、なぜこれを先に書いたのか？等を考えること、また、

② 基本書のうち、レジюмеに採り上げられている部分は重要だから採り上げられているのであり、なぜこの部分が重要なのか？を考えると

によって、把握していくことができ、これが本来の勉強である。暗記すること自体は、勉強ではない。

(15)論理的前提となっているものを先に書く。

→ 論理性を確保し、適切な理解を示すためのテクニック

ex.) ・「無効審決の効果」においては、「特許権が遡及消滅する」ことを前提として、その他の効果が発生するので、これを先に書く。

(16)各事項を、統一性のある規則性をもって表現する。

→ 上記(13)～(15)で並べた各事項について、読み易く、憶え易い答案とするためのテクニック

ex.) ・「拒絶理由通知に対する措置」においては、意見書、補正書、分割等の各対応策について、例えば、全て「①措置の内容、②有効な理由(趣旨)、③留意点(要件)」等の順で統一してまとめていく。

〔まとめ〕

以上より、

①決して条文を離れず、レジュメだけで勉強しないこと

②とある答案が、「なぜ、このように書いてあるのか？」を理解することが、重要で、しっかりとした答案を書くための基本であるといえる。

以 上